

一般社団法人しんきん保証基金保証付「マイホームリフォームローン・エコ」

平成30年 4月 1日現在

1. 商品名	マイホームリフォームローン・エコ
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢 満20歳以上の方 ・ 安定継続した収入がある方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>①次のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム ・ 潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ） ・ 潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール） ・ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート） ・ ガスエンジン給湯器（通称エコウィル） ・ 燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム） ・ 家庭用蓄電池（太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム） ・ 家庭用太陽熱利用設備（ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム） ・ 地中熱利用システム（地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム） <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>以下の資金は、①または②と合わせた申込みに限る</p> <p>③リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>④申込人が③を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入したローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>⑤申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借入した住宅ローン（借換え直前3ヶ月間の約定返済で、3営業日以上延滞がないもの）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）（①と合わせた申込みに限る）</p> <p>⑥リフォームに付随するインテリアや家電等購入資金（①および③と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p>※エコ関連設備の購入・設置資金であることの確認資料（見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等）をご提出いただきます</p>
4. ご融資限度額	・ 1,000万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	・ 3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利、固定金利 ※当金庫所定の金利を適用させていただきます
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据置期間は6ヶ月以内） ※ご融資額の50%まではボーナス時増額返済もご利用いただけます
8. お支払方法	・ 工事契約先等に振込みさせていただきます
9. 担保・保証人	・ 一般社団法人 しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
10. 手数料・保証料	・ 手数料は不要です

	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料はご融資金利に含まれております
<p>1 1. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>[苦情処理措置] 本商品の苦情用等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置] 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>1 2. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店、ホームページまたはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。